

○行田市下水道事業運営審議会条例

平成19年3月30日条例第15号

改正

平成24年3月27日条例第1号

行田市下水道事業運営審議会条例

（設置）

第1条 行田市下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、行田市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業に関する事項について審議する。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市議会議員

（2）学識経験者

（3）受益者代表等

（任期及び失職）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号により委嘱された委員は、任期の中途においてその職の任期が満了し、又は失職したときは、委員の職を失う。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、都市整備部下水道課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。